

リアリスティックー発合格松本基礎講座ガイドンス

中上級者も基礎からやり直したい人は

リアリスティックで！

講師レジュメ

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

1 今から受講し始めた場合の講義消化スケジュール

【7/25 スタート】

科目	講義回数	講義時間数 (h)	初回インプット 割当日数	インプット期間の目安
民法	26 回	78 時間	56 日	7/25 ～ 9/18
不動産登記法	20 回	60 時間	44 日	9/19 ～ 11/1
会社法・商業登記法	31 回	93 時間	84 日	11/2 ～ 1/24
不動産登記法（記述式）	7 回	21 時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法 ・民事保全法	12 回	36 時間	33 日	1/25 ～ 2/26
商業登記法（記述式）	7 回	21 時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5 回	15 時間	14 日	2/27 ～ 3/11
刑法	7 回	21 時間	19 日	3/12 ～ 3/30
憲法	6 回	18 時間	16 日	3/31 ～ 4/15
合計	121 回	363 時間	266 日	

→ 「週 3.18 コマ」 ペース

【8/5 スタート】

科目	講義回数	講義時間数 (h)	初回インプット 割当日数	インプット期間の目安
民法	26 回	78 時間	55 日	8/5 ～ 9/28
不動産登記法	20 回	60 時間	42 日	9/29 ～ 11/9
会社法・商業登記法	31 回	93 時間	80 日	11/10 ～ 1/28
不動産登記法（記述式）	7 回	21 時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法 ・民事保全法	12 回	36 時間	31 日	1/29 ～ 2/28
商業登記法（記述式）	7 回	21 時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5 回	15 時間	13 日	2/29 ～ 3/12
刑法	7 回	21 時間	18 日	3/13 ～ 3/30
憲法	6 回	18 時間	16 日	3/31 ～ 4/15
合計	121 回	363 時間	255 日	

→ 「週 3.32 コマ」 ペース

【9/5 スタート】

科目	講義回数	講義時間数 (h)	初回インプット 割当日数	インプット期間の目安
民法	26 回	78 時間	49 日	9/5 ~ 10/23
不動産登記法	20 回	60 時間	37 日	10/24 ~ 11/29
会社法・商業登記法	31 回	93 時間	70 日	11/30 ~ 2/7
不動産登記法 (記述式)	7 回	21 時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法 ・民事保全法	12 回	36 時間	27 日	2/8 ~ 3/5
商業登記法 (記述式)	7 回	21 時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5 回	15 時間	11 日	3/6 ~ 3/16
刑法	7 回	21 時間	16 日	3/17 ~ 4/1
憲法	6 回	18 時間	14 日	4/2 ~ 4/15
合計	121 回	363 時間	224 日	

→「週 3.78 コマ」ペース

【9/25 スタート】

科目	講義回数	講義時間数 (h)	初回インプット 割当日数	インプット期間の目安
民法	26 回	78 時間	44 日	9/25 ~ 11/7
不動産登記法	20 回	60 時間	34 日	11/8 ~ 12/11
会社法・商業登記法	31 回	93 時間	64 日	12/12 ~ 2/13
不動産登記法 (記述式)	7 回	21 時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法 ・民事保全法	12 回	36 時間	25 日	2/14 ~ 3/9
商業登記法 (記述式)	7 回	21 時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5 回	15 時間	10 日	3/10 ~ 3/19
刑法	7 回	21 時間	15 日	3/20 ~ 4/3
憲法	6 回	18 時間	12 日	4/4 ~ 4/15
合計	121 回	363 時間	204 日	

→「週 4.15 コマ」ペース

2 講座を選ぶ基準

①記憶すべき事項の絞り込みが適切か

※P9～34 参照

②上記①をわかりやすく説明しているか（論理的な説明となっているか、理由付けが多いかなど）

③上記①の思い出し方をどれだけ多く提供しているか

※以下の講義も視聴して判断してください。

- ・民法の全体像（ガイダンス⑤⑥）
- ・会社法の全体像（ガイダンス⑦⑧）
- ・民法第1回講義
- ・不動産登記法第1回講義

【視聴方法】

- ・リアリスティック司法書士試験／担当ガイダンス
<http://shihousyoshi.sakura.ne.jp/category20/>

④フォロー制度の充実度

i 過去問演習，質問・相談制度

本講座は、フォロー制度として講座専用ブログ（受講生の方のみに URL・パスワードを通知）を使用します。講座専用ブログでは、以下の2点のフォローを行います。

- （i） コメント欄でのご質問・ご相談受付
- （ii） 毎回の講義終了後に解く過去問の情報（P35～41 参照）
 - ・テキスト未掲載の知識・まだ講義で触れていない知識の指摘
 - ・すべての肢（テキストに根拠がある肢）の根拠ページを記載
 - ・一部の肢の解説（学説問題など）

ii 推測採点基準（松本作成）の提供

(平成 27 年度)

第 7 問 不動産の物権変動に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア Aがその所有する甲建物をBに売り渡し、その旨の所有権の移転の登記をした後、Bは、甲建物をCに転売してその旨の所有権の移転の登記をした。その後、AがBの強迫を理由にA B間の売買契約を取り消した場合、Aは、Cに対し、甲建物の所有権を主張することができる。

イ Aがその所有する甲建物をBに売り渡し、その旨の所有権の移転の登記をした後、Aは、Bの詐欺を理由にA B間の売買契約を取り消したが、所有権の移転の登記の抹消をする前に、Bが甲建物をCに売り渡ししてその旨の所有権の移転の登記をした。この場合、Cは、Aに対し、甲建物の所有権を主張することができる。

ウ Aがその所有する甲建物をBに売り渡し、その旨の所有権の移転の登記をした後、Bは、甲建物をCに転売した。その後、A B間の売買契約が合意解除された場合、Cは、Bから所有権の移転の登記を受けていなくても、Aに対し、甲建物の所有権を主張することができる。

エ Aがその所有する甲建物をBに売り渡し、その旨の所有権の移転の登記をした後、Aは、Bの債務不履行を理由にA B間の売買契約を解除した。その後、Bが甲建物をCに転売し、その旨の所有権の移転の登記をした場合、Aは、Cに対し、甲建物の所有権を主張することができる。

オ AがBと通謀してAの所有する甲建物をBに売り渡した旨仮装し、AからBへの所有権の移転の登記をした後、Bは、Aに無断で、A B間の売買契約が仮装のものであることを知らないCに甲建物を売り渡した。この場合、Cは、Bから所有権の移転の登記を受けていなくても、Aに対し、甲建物の所有権を主張することができる。

- 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

(平成 27 年度)

第12問 民法上の留置権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aを賃貸人、Bを賃借人とする甲建物の賃貸借契約がBの債務不履行を理由に解除された場合において、Bが占有権原がないことを知りながら引き続き甲建物を占有し、有益費を支出したときは、Bは、Aに対する有益費償還請求権に基づく甲建物についての留置権を主張して、AのBに対する甲建物の明渡請求を拒むことができる。

イ Aからその所有するカメラをBが借りていた場合において、CがBからそのカメラの修理を有償で依頼され、その引渡しを受けたときは、Cは、Bに対する修理代金債権に基づくそのカメラについての留置権を主張して、AのCに対するカメラの引渡請求を拒むことができない。

ウ A所有の甲土地をBがCに売却して引き渡した後、甲土地の所有権を移転すべきBの債務が履行不能となった場合、Cは、履行不能による損害賠償請求権に基づく甲土地についての留置権を主張して、AのCに対する甲土地の引渡請求を拒むことができる。

エ Aからその所有する甲建物を賃借していたBが、Aの同意を得て甲建物に造作を設置し、賃貸借契約終了後、Aに対してその造作を買い取るべきことを請求した場合、Bは、Aに対する造作買取代金債権に基づく甲建物についての留置権を主張して、AのBに対する甲建物の明渡請求を拒むことができない。

オ A所有の甲建物について留置権を有するBがAの承諾を得て甲建物を使用している場合、その後にAから甲建物を買受けて所有権の移転の登記を受けたCは、Bが甲建物を使用していることを理由として留置権の消滅請求をすることはできない。

1 アイ

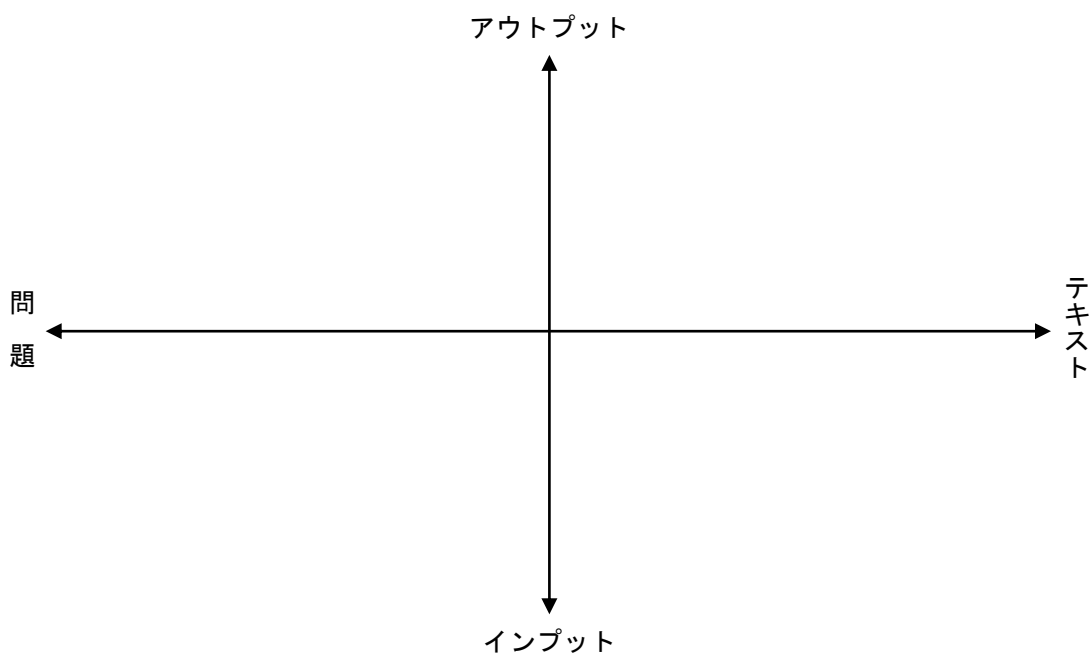
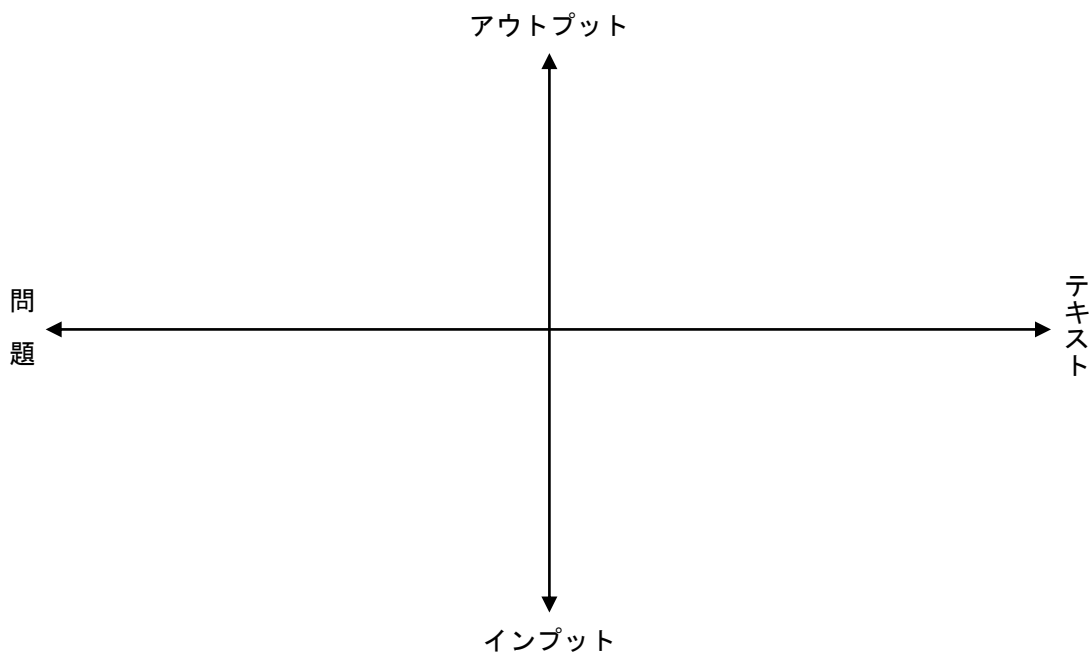
2 アオ

3 イウ

4 ウエ

5 エオ

3 松本のスタンス



4 改正への対応

1. 会社法・商業登記法

テキストだけでなく、過去問、条文の音声データも改正に対応しています。

※テキストの例 1

(2) 社外取締役である旨の登記が必要である場合

社外取締役がいても、原則として社外取締役である旨を登記する必要はないが、以下の場合には、社外取締役である旨を登記しなければならない（改正会社法911条3項21号ハ、22号ロ、23号イ）。

- | | |
|---|---|
| ⑥ | ①特別取締役による議決の定めがある場合 |
| | ②委員会設置会社の定めがある場合 |
| | ③社外取締役等の株式会社に対する責任の制限に関する規定がある場合
(ただし、責任限定契約を結んだ社外取締役だけ登記すれば足りる) |
| ⑦ | ①特別取締役による議決の定めがある場合 |
| | ②監査等委員会設置会社の定めがある場合 |
| | ③指名委員会等設置会社の定めがある場合 |

※テキストの例 2

【任期が満了するかどうかの判断基準】

その取締役が、形態変更後の株式会社に対応できるかどうか

取締役は、任期の中途であっても以下の定款変更をすると、任期が満了する（改正会社法332条7項）。

- ① ㊦ 監査等委員会又は指名委員会等を置く旨の定款変更
- ② ㊦ 監査等委員会又は指名委員会等を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更
（理由）
㊦ 監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社とそれ以外の株式会社では、取締役の権限が大きく異なり、性格・役割にも違いがあるからである。
- ③ 非公開会社が公開会社となる定款変更（㊦ 監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社がするものを除く）

（理由）

非公開会社が取締役の任期を延長していた場合、公開会社になった後も、任期が延長したままだと、公開会社の取締役の任期を短くしている趣旨を没却するからである。

2. 不動産登記法

資格証明情報の改正は、現在判明しているものには対応しています。

→会社法人等番号の具体的な記載方法は後日レジュメで対応します。

平成 27 年度本試験午前択一（肢別分析表）

※「正答率」は、辰巳法律研究所の Web 択一再現（7 月 9 日〔木〕午前）に基づくものです。

※「Rank」は、以下の 3 つに分けています。

- ・ A : 70%以上 → 30 問
- ・ B : 70%未満～40%以上 → 4 問
- ・ C : 40%未満 → 1 問

※「T」はテキストまたは過去問にある肢です。テキストのページ数は、民法は平成 28 年度向け本講座の『Realistic Text』、民法以外は平成 27 年度向け本講座のものです。過去問は、平成の過去問のうち、松本が不要であると判断したものを除いたものです。

※「(過)×」のマークをつけている問題:過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

※「(テ) (過)×」のマークをつけている問題:テキスト・過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題(2 択や 3 択までいくものも含む)

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第 1 問	ア	96.2%	A	T	P23	17-1-オ
	イ			T	P34	15-1-2
	ウ			T	P38	
	エ			T	P56・57	
	オ			T	P46	
第 2 問 (過) ×	ア	85.2%	A	T	P145	
	イ			T	P127	
	ウ			T	P141	
	エ			T	P140	
	オ					
第 3 問 (テ) (過) ×	①	72.5%	A	T	P178	
	②			T	P178	
	③			T	P178	
	④					
	⑤			T	P179	22-3-③
	⑥			T		

第4問 Ⓐ ×	ア	93.1%	A	T	I・P107	24-4-イ
	イ			T	II・P321	
	ウ			T	(I・P24)	
	エ			T	I・P13	3-12-2
	オ			T	I・P14	
第5問	ア	88.7%	A	T	I・P50	19-7-イ
	イ			T	I・P48	19-7-ウ, 15-5-イ, 11-3-エ
	ウ			T	I・P47	19-7-エ, 15-5-オ, 11-3-ウ
	エ					
	オ			T	I・P47	
第6問 Ⓐ ×	ア	81.4%	A	T	不I・P225	午後18-13-エ, 午後10-19-ア, 午後3-22-4
	イ			T	I・P188	
	ウ			T	I・P130	
	エ			T	I・P329	
	オ					
第7問	ア	96.2%	A	T	I・P66	
	イ			T	I・P64	
	ウ			T	II・P155	17-8-イ, 11-16-イ, 10-14-エ, 8-9-オ, 2-7-3
	エ			T	II・156	22-7-ウ, 10-14-エ, 7-16-オ, 4-15-ウ
	オ			T	I・P50	19-7-ア
第8問	ア	78.4%	A	T		23-8-エ
	イ			T	I・P340	
	ウ			T	I・P172	23-8-オ, 16-13-オ
	エ			T		23-8-イ
	オ			T	I・P171	13-7-ウ, 9-15-ア
第9問 Ⓐ ×	ア	60.8%	B	T	I・P194	占有保持の訴え(15-9-オ)
	イ			T	I・P187	(22-8-ア, 16-13-ア)
	ウ			T	I・P204	1-6-3
	エ			T	I・P204	14-11-オ
	オ			T	I・P200	所有権の推定(14-12-イ)
第10問	ア	96.6%	A	T	I・P219	19-10-ア, 17-10-エ, 15-11-エ,

						12-10-エ
	イ			T	I・P217	19-10-イ, 15-11-イ, 4-11-イ, 1-7-5
	ウ			T	I・P216	26-7-イ, 12-10-ア, 5-10-オ
	エ			T	I・P222	22-9-エ
	オ			T	不 I・P273	(21-21-オ), 17-14-ア
第 11 問	ア	94.5%	A	T	I・P232	11-10-6, 7-13-ア, 4-12-5
	イ			T	I・P232	24-10-オ
	ウ			T	I・P233	23-12-エ
	エ			T	I・P233	4-12-2
	オ			T	I・P234	20-12-ウ, 2-4-1
第 12 問	ア	93.8%	A	T	I・P245	17-12-ア, 13-9-オ
	イ			T	I・P242	22-12-イ, 13-9-ウ, 1-3-3
	ウ			T	I・P245	22-12-ウ
	エ			T	I・P243	22-12-エ, 17-12-オ, 10-11-オ
	オ					
第 13 問 Ⓐ ×	ア	53.6%	B	T	I・P258	24-12-ウ, 15-14-ウ
	イ			T	I・P264	17-13-ア, 15-14-ア, 7-17-1, 2-8-2, 1-4-4
	ウ			T	I・P258, II・P62, 67	
	エ			T	I・P268	14-7-ア
	オ			T	I・P267, II・P82	
第 14 問	ア	83.8%	A	T	不 II・P143	
	イ			T	不 II・P175	
	ウ			T	不 II・P188	22-15-イ
	エ			T	不 II・P140	
	オ			T	不 II・P211	午後 12-16-エ
第 15 問 Ⓐ ×	ア	78.0%	A	T		25-12-4
	イ					
	ウ			T	I・P341	
	エ			T	I・P342	21-15-オ

	オ					
第16問 ⑥ ×	ア	75.3%	A	T	Ⅱ・P8	
	イ			T	Ⅱ・P9	
	ウ			T	Ⅰ・P8	
	エ			T	Ⅱ・P8	
	オ			T	Ⅱ・P8	
第17問	ア	90.7%	A	T	Ⅱ・P62	
	イ			T	Ⅱ・P72	19-19-エ, 8-7-オ, 6-1-ア
	ウ			T	Ⅱ・P73	8-7-イ
	エ					
	オ			T	Ⅱ・P71	7-6-ウ
第18問	ア	75.3%	A	T	Ⅱ・P116	24-16-3
	イ			T	Ⅱ・P27	6-8-イ
	ウ			T	Ⅱ・P81	
	エ			T	Ⅱ・P50	25-16-エ, 10-7-オ, 6-1-エ
	オ			T	Ⅱ・P114	
第19問	ア	81.8%	A	T	Ⅱ・P125	20-17-ア
	イ			T	Ⅱ・P190	19-4-ア
	ウ			T	Ⅱ・P190	借主のみ (7-1-1)
	エ					
	オ			T	Ⅱ・P190, Ⅰ・115	20-17-ウ, 19-4-オ, 1-13-4
第20問	ア	81.8%	A	T	Ⅱ・P299	24-23-C, 16-24-イ, 11-18-エ
	イ					
	ウ			T	Ⅱ・P297～298	16-24-オ, 12-20-オ
	エ			T	Ⅱ・P294	24-21-オ, 18-21-オ
	オ			T	Ⅱ・P295	18-21-エ, 14-19-ウ, 8-8-エ
第21問 ⑥ ×	ア	95.2%	A	T	Ⅰ・P19	9-1-1, 5-8-3
	イ			T	Ⅰ・P17	22-21-オ, 14-20-イ
	ウ			T	Ⅱ・P324	
	エ			T	Ⅰ・P17	
	オ					
第22問	ア	86.9%	A	T	Ⅱ・P338	8-21-エ

	イ			T	Ⅱ・P338	23-22-エ, 20-24-オ, 17-23-エ, 14-21-ア, 8-21-ア, 2-6-2
	ウ			T	Ⅱ・P342	14-22-2
	エ			T	Ⅱ・P342	10-21-イ
	オ			T	Ⅱ・P343	
第23問	ア	94.2%	A	T	Ⅱ・P58	22-23-ア, 1-14-3
	イ			T	Ⅱ・P357	
	ウ			T	Ⅱ・P35	23-23-オ, 20-18-ア, 15-23-ウ
	エ			T	I・P161	13-6-2
	オ			T	Ⅱ・P360	23-23-エ, 15-23-オ, 11-22-オ, 7-21-イ
第24問	ア	94.5%	A	T	P24	7-26-1
	イ			T	P26	
	ウ			T	P51	
	エ			T	P93	22-26-エ, 14-25-1
	オ			T	P20 (24)	23-24-オ
第25問 ④ ×	ア	82.1%	A	T	P32	
	イ			T	P33	21-24-ア
	ウ			T	P113	
	エ			T	P33	
	オ			T	P113	3-27-ア
第26問 ④ ×	ア	78.4%	A	T	P128	
	イ			T	(P125)	
	ウ					
	エ			T	P122	22-25-イ
	オ			T	P124	
第27問 ④ ×	ア	76.3%	A	T	I・P86	
	イ			T	I・P60	
	ウ			T	I・P93	22-27-オ
	エ			T	Ⅱ・P289	
	オ			T	Ⅱ・P289	
第28問 ④	ア	33.3%	C	T	(I・P213)	
	イ			T	I・P172	

×	ウ			T	I・P171	
	エ			T	I・P278	
	オ			T	I・P167, I・P278	
第29問 ㊦ ㊧ ㊨ ×	ア	89.0%	A	T	I・P104	18-30-ウ
	イ			T	I・P313	20-32-ア
	ウ			T	I・P315	25-30-イ, 20-32-イ, 午後 16-34-イ
	エ					
	オ					
第30問	ア	77.3%	A	T	I・P439	18-35-ア
	イ			T	I・P440	
	ウ			T	I・P440	18 記
	エ			T	I・P405, I・P439	
	オ			T	(I・P438)	会社法 353 条 (18-33-エ)
第31問 ㊧ ×	ア	87.0%	A	T	Ⅱ・P65	
	イ			T	Ⅱ・P59・60	会計監査人のみ (19-33-エ)
	ウ			T	Ⅱ・P62	
	エ					
	オ			T	Ⅱ・P74	存続期間の満了のみ (3-31-1)
第32問	ア	59.5%	B	T	Ⅱ・P99	
	イ			T	Ⅱ・P111	3-40-3
	ウ			T	Ⅱ・P110	
	エ			T	Ⅱ・P106	21-31-ウ
	オ			T	Ⅱ・P115 (116)	
第33問 ㊦ ㊧ ×	ア	70.4%	A			
	イ					
	ウ					
	エ					
	オ					
第34問	ア	77.0%	A	T	Ⅱ・P250	

中上級者も基礎からやり直したい人はリアリスティックで

	イ			T	Ⅱ・P258・285	
	ウ			T	Ⅱ・P258	
	エ			T	Ⅱ・P263	15-35-イ
	オ			T	Ⅱ・P247	
第35問 ㊦ ㊧ ×	ア	66.3%	B	T	Ⅱ・P399	
	イ					
	ウ					
	エ					
	オ					

平成 27 年度本試験午後択一（肢別分析表）

※「正答率」は、辰巳法律研究所の Web 択一再現（7 月 9 日〔木〕午前）に基づくものです。

※「Rank」は、以下の 3 つに分けています。

- ・ A : 70%以上 → 18 問
- ・ B : 70%未満～40%以上 → 12 問
- ・ C : 40%未満 → 5 問

※「T」はテキストまたは過去問にある肢です。テキストのページ数は、民法は平成 28 年度向け本講座の『Realistic Text』、民法以外は平成 27 年度向け本講座のものです。過去問は、平成の過去問のうち、松本が不要であると判断したものを除いたものです。

※「(過)×」のマークをつけている問題:過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

※「(テ) (過)×」のマークをつけている問題:テキスト・過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題(2 択や 3 択までいくものも含む)

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第 1 問	ア	74.7%	A			
	イ			T	P38	6-3-2
	ウ			T	P40	7-4-3
	エ			T	P35	17-4-ア, 3-1-2
	オ					
第 2 問	ア	83.7%	A	T	P211	25-1-イ, 23-2-イ, 21-3-イ
	イ			T	P211	5-4-2
	ウ			T	P211	
	エ			T	P211	5-4-4
	オ			T	P213	
第 3 問	ア	84.4%	A	T	P19	(2-4-5)
	イ			T	P103	
	ウ			T	P237	17-2-イ, 2-4-2
	エ			T	P106	
	オ			T	P25	2-4-1

第 4 問	ア	89.9%	A	T	P35	11-4-ア
	イ			T	P152	11-3-1
	ウ			T	P130	
	エ					
	オ			T	P130	23-5-ア
第 5 問	ア	68.4%	B	T	P88	11-1-3
	イ			T	P183・184	26-5-ア, 9-5-ア, 6-4-2, 4-4-1
	ウ			T	P57	22-5-ア, 6-1-2
	エ			T	P186	
	オ			T	P185	22-5-イ
第 6 問	ア	86.5%	A	T	P358	23-6-ア, 21-6-6, 18-6-1
	イ			T	P361	23-6-イ, 18-6-3
	ウ			T	P359	23-6-ウ, 18-6-4, 5-2-3
	エ			T	P362	
	オ			T	P365	(15-6-エ, 7-7-4)
第 7 問 ⑤ ×	1	62.5%	B	T	P279	
	2			T	P279	
	3			T	P279	
	4			T	P279	
	5			T	P279	
第 8 問	ア	95.1%	A	T	P146	17-8-ア
	イ			T	P120	11-8-エ, 8-8-ウ, 2-9-エ
	ウ			T	P122	公務員のみ (15-8-イ)
	エ			T	P151	21-8-エ, 16-8-オ
	オ			T	P159	(6-8-ウ, 3-10-ウ)
第 9 問	ア	77.8%	A	T	P12・民ⅡP96	
	イ			T	(P11)	(13-8-1, 1-13-4)
	ウ			T	P59	21-9-オ, 13-8-3
	エ			T	P12	22-10-ア, 19-11-イ, 13-8-2, 10-9-ウ
	オ			T	P12	10-9-エ, 4-11-エ

第10問 ⑥ ×	ア	73.6%	A	T	P45	
	イ			T	P47	20-11-イ
	ウ			T	P42	
	エ					
	オ			T	P38	
第11問	ア	71.9%	A	T	P54・26	(23-10-ア, 17-9-エ, 17-9-オ, 9-11-1)
	イ			T	P52	23-10-エ
	ウ			T	P52	23-10-イ
	エ			T	P52	23-10-イ, 9-11-5
	オ			T	P50	23-10-ウ, 9-11-2
第12問 ⑥ ×	1	80.2%	A	T	I・P182	22-19-エ
	2			T	I・P70	
	3				(I・P70)	
	4			T	I・P72	
	5			T	I・P89	19-21-ウ
第13問 ⑥ ×	ア	56.3%	B			
	イ			T	I・P35	
	ウ			T	I・P35	
	エ			T	I・P34	23-23-ウ, 17-16-エ
	オ			T		
第14問	ア	49.3%	B	T	I・P194 (197)	
	イ			T	Ⅱ・P272	5-27-ウ
	ウ			T	Ⅱ・P317	5-25-1
	エ			T	Ⅱ・P59	
	オ			T	Ⅱ・P252	
第15問 ⑥ ×	ア	31.6%	C			
	イ			T	Ⅱ・P279	
	ウ			T	Ⅱ・P283	
	エ			T	Ⅱ・P67	
	オ			T	Ⅱ・P127	14-20-2

第16問	ア	70.8%	A	T	Ⅱ・P193	22-21
	イ					
	ウ			T	(Ⅱ・P266)	(10-12-ウ, 1-22-4)
	エ			T	Ⅱ・P76	5-13-2
	オ			T	I・P295	17-1-オ
第17問 ⑦ ×	ア	20.1%	C	T	I・P134, 127	
	イ			T	I・P134(305), 127	
	ウ			T	I・P134, 127	(13-15-イ)
	エ			T	I・P134, 127	
	オ					
第18問	ア	62.2%	B	T	I・P294	
	イ			T	I・P200	(19-26-ウ, 19-23-ア)
	ウ			T	I・P306	21-16-5, 4-21-4
	エ			T	I・P156	12-19-5, 8-25-ウ
	オ			T	執 P398・304	
第19問 ⑦ ×	ア	45.5%	B	T	Ⅱ・P228 (333)	2-24-カ
	イ			T	I・P129	(24-24-オ, 21-23-イ)
	ウ			T	I・P294	22-18-ア
	エ			T	I・P155	
	オ			T	Ⅱ・P130	21-23-ウ
第20問	ア	82.6%	A	T	Ⅱ・P244	22-12-ア
	イ			T	Ⅱ・P235	
	ウ			T	I・P281	18-19-ウ
	エ			T	Ⅱ・P214	9-27-イ, 2-23-2
	オ			T	Ⅱ・P285	
第21問 ⑦ ×	ア	38.5%	C	T	Ⅱ・P307	18-25-ウ
	イ					
	ウ			T	Ⅱ・P324	21-24-イ, 5-25-3
	エ					
	オ			T	I・P283	4-17-2

第22問	ア	87.5%	A	T	I・P9	11-27-ア, 8-14-エ, 6-16-イ, 1-15-4
	イ			T	II・P263	15-23-イ, 6-16-ア
	ウ			T	II・P263	1-15-3
	エ			T	II・P272	5-27-ア
	オ			T	II・P279	17-23-ウ
第23問 ④ ×	ア	49.7%	B			17-26-イ, 12-16-ウ, 6-21-4
	イ			T	II・P89	
	ウ			T	II・P87	
	エ			T	II・P337	
	オ			T	II・P197	
第24問	ア	77.1%	A			
	イ			T	II P234	14-12-ウ, 4-18-3
	ウ					
	エ					
	オ			T	II・P224	4-15
第25問 ㊦ ④ ×	ア	27.1%	C	T	民II・P359	19-13-イ, (15-23-エ, 8-18-オ, 7-21-ウ)
	イ					
	ウ			T	民II・P384	5-26-1
	エ					
	オ					
第26問 ㊦ ④ ×	ア	82.6%	A			
	イ			T	I・P275	9-14-ア, 7-15-ウ
	ウ					
	エ			T	I・P275	
	オ			T	I・P277, 273 ～274	

第27問	ア	58.0%	B			
	イ			T	Ⅱ・P321	12-25-2
	ウ			T	Ⅱ・P322	12-25-4
	エ			T	Ⅱ・P327	23-21-ア, 22-22-カ, 14-25-ウ, 7-17-3
	オ			T	Ⅱ・P326	23-21-エ
第28問	ア	80.6%	A		(Ⅰ・P77)	
	イ			T	Ⅰ・P63, 89	24-28-オ, 18-30-ウ, 午前 22-27-エ, 午前 21-27-3
	ウ			T	Ⅰ・P57	午前 18-32-ウ
	エ			T	Ⅰ・P57, 63	19-29-イ, 午前 22-27-ウ
	オ			T	Ⅰ・P71, 79	17-1-オ
第29問 Ⓐ ×	ア	57.3%	B	T	補講レジュメ・P4	
	イ			T	Ⅰ・P460～461	
	ウ			T	Ⅰ・P344 (365)	
	エ			T	Ⅰ・P360	14-34-ア
	オ			T	Ⅰ・P342	17-32-4, 6-28-ア
第30問	ア	78.5%	A	T	Ⅰ・P242	6-29-イ
	イ					
	ウ			T	Ⅰ・P256	(23-31-ウ), 17-33-エ
	エ			T	Ⅰ・P150	
	オ			T	Ⅰ・P228, 243	19-31-オ
第31問 Ⓐ ×	ア	41.0%	B	T	Ⅱ・P18	15-28-エ
	イ			T	Ⅱ・P27	
	ウ			T	Ⅱ・P18	15-28-エ
	エ			T	Ⅱ・P26	
	オ			T	Ⅱ・P27・28	

第 32 問	ア	70.1%	A	T	Ⅱ・P90	
	イ					
	ウ			T	Ⅱ・P121・122	20-30-イ
	エ			T	Ⅱ・P110, 103	22-34-ア, 19-35-ウ, 18-35-ウ 午前 23-34-ア, 午前 21-31-ア, 午前 20-35-ウ, 午前 15-28-3, 午前 1-39-1
	オ			T		17-1-オ
第 33 問 ㊦ ㊧ ×	ア	10.4%	C			
	イ					
	ウ					
	エ					
	オ					
第 34 問 ㊧ ×	ア	46.5%	B	T	Ⅱ・355 (Ⅰ・16), Ⅱ・341, Ⅱ・341	26 記, 24 記, 23 記
	イ			T		
	ウ			T		
	エ			T		
	オ			T		
第 35 問 ㊧ ×	ア	68.4%	B	T	Ⅰ・P40, 不Ⅰ・P42	
	イ			T	Ⅰ・P41	
	ウ			T	Ⅰ・P41	
	エ					
	オ					

平成 26 年度本試験午前択一・肢別テキストおよび過去問との対照表

※ 「T」はテキストまたは過去問にある肢です（テキストのページ数は、平成 26 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座の『Realistic Text』のものです）。

※ 「⊗」のマークをつけている問題：過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

※ 「⊕」のマークをつけている問題：テキスト・過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

			テキスト	過去問
第 1 問 ⊗	ア	T	P48	
	イ	T	P47	
	ウ	T	P48	
	エ	T	P50	
	オ	T	P48	
第 2 問 ⊗	1	T	P129	
	2	T	P120	
	3	T	P123	18-2-4
	4	T	P118	
	5			
第 3 問 ⊗	ア	T	P145	19-2-ア
	イ	T	P145	
	ウ	T	P151	
	エ	T	P152	
	オ	T	P150	19-2-ウ
第 4 問 ⊗ ⊕	ア			
	イ			
	ウ			
	エ			
	オ			
第 5 問	ア	T	I・P78	22-5-エ
	イ	T	I・P78	22-5-イ， 9-2-ウ
	ウ	T	I・P76	18-4-ア， 12-3-3
	エ	T	I・P87	13-3-イ
	オ	T	I・P90	

第 6 問 ⊗	ア	T	I ・ P125	15-7-ア
	イ	T	I ・ P127	
	ウ			
	エ	T	I ・ P125	
	オ	T	I ・ P126	15-7-ア（再度の催告についてはなし）
第 7 問 ⊗	ア	T	I ・ P144	
	イ	T	I ・ P216	
	ウ	T	I ・ P194	
	エ	T	I ・ P143	1-5-2
	オ	T	I ・ P134	18-7-ウ, 8-15-2, 1-5-1
第 8 問 ⊗	ア	T	I ・ P159	
	イ	T	I ・ P159 (I ・ P153)	6-9-イ
	ウ	T	I ・ P159	18-10-オ
	エ	T	I ・ P154	
	オ	T	I ・ P158	18-10-イ, 8-4-エ, 7-16-イ, 6-9-エ, 4-15-オ
第 9 問 ⊗ △	ア	T	I ・ P208	
	イ			
	ウ	T	I ・ P209	
	エ	T	I ・ P208	
	オ			
第 10 問 ⊗	ア	T	I ・ P235	地上権のみ (22-10-ウ, 3-11-2)
	イ	T	I ・ P274	地上権のみ (25-10-イ, 午後 9-16-イ)
	ウ	T	I ・ P235	地上権のみ (2-17-1, 午後 18-17- ア, 午後 8-21-エ)
	エ		(I ・ P229)	
	オ	T	I ・ P232	地上権のみ (20-12-オ)
第 11 問 ⊗	ア	T	I ・ P253	
	イ	T	I ・ P253	16-14-オ, 15-13-エ
	ウ	T	I ・ P253	
	エ	T	I ・ P253	24-11-イ, 15-13-ア, 10-12-イ, 1-9-4
	オ	T	I ・ P252	

第 12 問 ⊗	ア	T	I ・ P276	
	イ	T	II ・ P70	17-19
	ウ	T	I ・ P333	
	エ	T	I ・ P329	債務者のみ (4-9-4)
	オ	T	I ・ P287	23-13-エ, 17-14-ウ
第 13 問	ア	T	I ・ P296	21-14-ウ, 17-15-ウ, 12-16-3, 1-11-ア
	イ	T	I ・ P302	17-15-イ
	ウ			
	エ			
	オ	T	I ・ P301	
第 14 問	ア	T	不 II ・ P149	
	イ	T	不 II ・ P135	16-15-イ, 2-13-5
	ウ	T	不 II ・ P103	22-15-オ, 17-16-エ, 15-13-ウ,
	エ	T	不 II ・ P197	17-16-ウ, 15-13-イ, 午後 14-20-3, 午後 8-15-エ
	オ	T	不 II ・ P197	17-16-オ, 午後 5-15-イ, 午後 1-17-5
第 15 問	ア			
	イ	T	I ・ P341	
	ウ	T	I ・ P341	21-15-エ
	エ	T	I ・ P341	11-9-エ
	オ	T	I ・ P340	22-12-オ, 21-15-ア
第 16 問 ⊗	ア	T	II ・ P14 ・ 15, II ・ P34	債権者代位権のみ (2-5-3)
	イ	T	II ・ P26, II ・ P38	債権者代位権のみ (6-8-ア, 2-5-1)
	ウ	T	I ・ P251 (II ・ P39)	
	エ	T	II ・ P25, II ・ P37	債権者代位権のみ (2-5-3)
	オ	T	訴 ・ P61, II ・ P32	
第 17 問 ⊗ △	ア		II ・ P76	
	イ		II ・ P85	債権譲渡のみ (3-18-イ)
	ウ			
	エ		II ・ P82	債権譲渡のみ (7-7-ウ)
	オ		I ・ P238	

第 18 問 ⊗ △	ア			
	イ	T	Ⅱ・P226	19-20-ウ, 4-3-4
	ウ		Ⅱ・P226	
	エ	T	Ⅱ・P225	
	オ			
第 19 問 ⊗	ア	T	Ⅱ・P125	
	イ			
	ウ	T		18-20-イ
	エ			
	オ	T	I・P125	
第 20 問	ア	T	Ⅱ・P303	9-22-2
	イ			
	ウ	T	Ⅱ・P317	13-18-ウ
	エ	T	Ⅱ・P308	24-23-C
	オ			
第 21 問 ⊗	ア	T	Ⅱ・P321	
	イ	T	Ⅱ・P322	10-18-ク
	ウ	T	Ⅱ・P322	12-22-イ
	エ	T	Ⅱ・P325, 不 I P108	
	オ	T	Ⅱ・P327	
第 22 問 ⊗	ア	T	Ⅱ・P365	1-19-エ
	イ	T	Ⅱ・P366	4-23-4
	ウ	T	Ⅱ・P368	
	エ	T	Ⅱ・P367	25-22-イ, 19-24-エ, 5-22-キ
	オ	T	不 I P262, 263~264	
第 23 問 ⊗	ア	T	Ⅱ・P380	13-22-ア, 2-23-5
	イ	T	Ⅱ・P382	
	ウ	T	Ⅱ・P384	
	エ	T	Ⅱ・P384	
	オ			
第 24 問	ア	T	P56	
	イ	T	P69	14-25-5, 2-25-1
	ウ	T	P71	22-24-エ

	エ	T	P67	処断刑のみ（6-25-イ）
	オ			
第 25 問 ⊗	ア	T	P78	
	イ	T	P79	
	ウ	T	P76	
	エ			
	オ	T	P75	1-27-4
第 26 問 ⊗	ア	T	P135, 140	
	イ	T	P137	
	ウ	T	P135	
	エ			
	オ	T	P140	
第 27 問 ⊗	ア	T	I ・ P46	22-27-ア, 18-32-ア, 17-28-ア, 6-34-ウ
	イ	T	I ・ P48	
	ウ	T	I ・ P88	
	エ	T	I ・ P71	設立の廃止のみ（15-29-ウ）
	オ	T	Ⅱ ・ P273	
第 28 問 ⊗ ⊕	ア			
	イ			
	ウ			
	エ	T	I ・ P91	
	オ			
第 29 問 ⊗	ア	T	I ・ P111～112	
	イ	T	I ・ P112	
	ウ	T	I ・ P112	
	エ	T	I ・ P112	
	オ		(I ・ P109)	

第 30 問	ア	T	I ・ P327, I ・ P399	
	イ	T	I ・ P328, I ・ P298	21 記
	ウ	T	I ・ P327, I ・ P399	19-31-イ
	エ	T	I ・ P396	21-29-イ
	オ	T	I ・ P346	午後 15-32-ア
第 31 問 ⊗	ア			
	イ	T	I ・ P356, 民ⅡP230	
	ウ	T	I ・ P356	
	エ			
	オ			
第 32 問 ⊗	ア	T	Ⅱ ・ P98	
	イ	T	Ⅱ ・ P101	5-30-オ
	ウ	T	Ⅱ ・ P113	
	エ			
	オ	T	Ⅱ ・ P122	
第 33 問 ⊗	ア	T	Ⅱ ・ P132	
	イ	T	Ⅱ ・ P132	
	ウ			
	エ			
	オ			
第 34 問 ⊗	ア		Ⅱ ・ P199	
	イ		Ⅱ ・ P195	
	ウ	T	Ⅱ ・ P52, Ⅱ ・ 202	
	エ	T	Ⅱ ・ P52, Ⅱ ・ 210	事業譲渡のみ (25-33-ア, 14-32-ア, 9-30-ウ)
	オ	T	Ⅱ ・ P49, Ⅱ ・ 212	
第 35 問	ア	T	Ⅱ ・ P365	
	イ	T	Ⅱ ・ P366	
	ウ			
	エ	T	Ⅱ ・ P366	1-33-2
	オ	T	Ⅱ ・ P366	14-35-ウ

平成 26 年度本試験午後択一・肢別テキストおよび過去問との対照表

※ 「T」はテキストまたは過去問にある肢です（テキストのページ数は、平成 26 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座の『Realistic Text』のものです。）。

※ 「⊗」のマークをつけている問題：過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

※ 「△」のマークをつけている問題：テキスト・過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

			テキスト	過去問
第 1 問 ⊗	ア	T	P93	
	イ	T	P93	
	ウ	T	P96	
	エ	T	P96	
	オ	T	P97	
第 2 問	ア	T	P89	8-1-4
	イ	T	P78	13-1-3, 4-2-4
	ウ	T	P135	20-3-オ, 18-1-エ, 11-1-4, 6-2-3, 2-5-2
	エ	T	P184	16-2-ウ
	オ	T	P90	7-1-2
第 3 問 ⊗ △	ア			
	イ			
	ウ			
	エ	T	P150～151	
	オ			
第 4 問 ⊗	ア	T	P167	12-1-オ
	イ			
	ウ	T	P175	19-4-ア, 14-6-エ, 8-2-2
	エ	T	P15	
	オ			
第 5 問	ア	T	P183	9-5-4, 6-4-2, 4-4-1
	イ			
	ウ			
	エ	T	P182	3-3-5
	オ			

第 6 問	ア	T	P371	22-6-エ
	イ	T	P351	20-6-イ, 14-7-ア, 4-8-4
	ウ	T	P352	20-6-ア, 19-6-イ, 12-7-ウ
	エ			
	オ	T	P355	21-6-3, 20-6-エ, 14-7-イ, 6-7-3
第 7 問 ⊗ ⊕	ア	T	P284	
	イ	T	P287	
	ウ			
	エ			
	オ			
第 8 問	ア	T	P131	11-8-イ, 6-8-イ
	イ	T	P145	17-8-イ
	ウ			
	エ	T	P145	22-8-エ
	オ	T	P131	11-8-ア, 6-8-オ, 2-9-カ
第 9 問 ⊗	ア	T	P44	15-11-5
	イ	T	P58	
	ウ	T	P49	
	エ	T	P32	14-10-1
	オ	T	P36	
第 10 問	ア	T	P71	
	イ	T	P72	
	ウ	T	P71	22-9-オ, 20-9-ア, 3-12-3
	エ	T	P70	22-9-エ, 19-9-エ, 14-9-ア, 6-10-2
	オ	T	P43	14-9-オ
第 11 問 ⊗	ア	T	P99	8-11-4
	イ	T	P8	8-9-イ, 1-14-4
	ウ	T	P80	18-10-エ
	エ	T	P104	
	オ	T	P73	

第 12 問 ⊗ Ⓐ	ア	T	Ⅱ・P243	7-19-エ, 3-23-2
	イ	T	I・P271	
	ウ	T	Ⅱ・P70	
	エ			
	オ			
第 13 問 ⊗ Ⓐ	ア			
	イ	T	I・P76, I・P77	
	ウ			
	エ			
	オ			
第 14 問	ア	T	Ⅱ・P268	16-16-エ
	イ	T	Ⅱ・P80	18-15-ウ, 4-28-イ
	ウ	T	Ⅱ・P275	19-25-オ, 4-28-4
	エ	T	Ⅱ・P35	4-28-2
	オ	T	I・P285	22-13-エ, 11-26-ア, 7-20-2
第 15 問 ⊗	ア	T	Ⅱ・P83・86	
	イ	T	Ⅱ・P196, I・P65	
	ウ	T	I・P133	3-23-4
	エ	T	Ⅱ・P212	
	オ	T	Ⅱ・P289	
第 16 問	ア	T	I・P171	5-14-ア
	イ	T	I・P174～175	13-26-ア
	ウ	T	I・P166	
	エ	T	I・P167	
	オ	T	I・P172	19-15-オ, 15-13-1, 1-20-4
第 17 問 ⊗	ア	T	I・P184	13-12-1
	イ	T	I・P182	
	ウ	T	I・P165, I・P187	22-24-オ, 13-26-ウ, 6-21-1, 11-18-ア
	エ	T	I・P192	11-18-イ
	オ	T	I・P185	19-26-オ

第 18 問	ア	T	I ・ P276	2-16-1
	イ			
	ウ	T	I ・ P134	11-24-ア
	エ	T	I ・ P275	2-16-3
	オ	T		3-19-1
第 19 問	ア			
	イ	T	I ・ P296	19-24-ウ
	ウ	T	I ・ P294	8-19-エ
	エ	T	I ・ P299	
	オ	T	I ・ P299	17-15-オ
第 20 問	ア	T		15-21-3
	イ	T	I ・ P218	16-23-イ
	ウ	T	I ・ P227	
	エ	T	死亡の始期付き仮登記の性質から当然にわかる	
	オ			
第 21 問	ア	T	Ⅱ ・ P226	14-12-イ, 13-21-5
	イ	T	民Ⅱ ・ P384	午前 25-22-エ, 午前 22-22-エ, 午前 18-24-ウ, 午前 8-20-ウ, 午前 2-23-4,
	ウ	T	I ・ P113	18-14-ウ
	エ	T	I ・ P251	19-12-イ, 5-26-3
	オ	T		22-25-オ
第 22 問 ⊗	I	T	Ⅱ ・ P52, Ⅱ ・ P43, Ⅱ ・ P38	22 記, 11-21-イ
	Ⅱ	T	Ⅱ ・ P52, Ⅱ ・ P43, Ⅱ ・ P38	25-27-イ, 18-24-エ, 13-19-5
	ア	T	Ⅱ ・ P38	
	イ	T	Ⅱ ・ P38	
	ウ	T	Ⅱ ・ P38	
	エ	T	Ⅱ ・ P38	
	オ	T	Ⅱ ・ P38, Ⅱ ・ P35	
第 23 問	ア	T	Ⅱ ・ P153	22-22-イ, 9-14-ウ, 9-23-エ
	イ	T	Ⅱ ・ P128	
	ウ	T	Ⅱ ・ P128	
	エ	T	Ⅱ ・ P128	20-14-イ, 10-21-オ
	オ	T	Ⅱ ・ P197	14-20-4

第 24 問	ア	T	I ・ P153	16-14-オ
	イ	T	記述第 12 問 P15	
	ウ	T	I ・ P155	16-14-イ
	エ	T	I ・ P153	
	オ	T	I ・ P155	16-14-イ
第 25 問 ⊗ △	ア			
	イ			
	ウ			
	エ			
	オ			
第 26 問 ⊗	ア	T	Ⅱ ・ P311	21-20-オ
	イ	T	Ⅱ ・ P310	23-21-ア, 23-21-イ, 23-21-ウ, 21-20-ア, 16-15-オ, 8-19-オ, 7-17-1, 4-29-1
	ウ	T	Ⅱ ・ P310	
	エ			
	オ	T	Ⅱ ・ P308	
第 27 問 ⊗	ア			
	イ			
	ウ			
	エ	T	Ⅱ ・ P95	
	オ	T	Ⅱ ・ P95	8-13-イ, 4-27-3
第 28 問 ⊗ △	ア			
	イ	T	I ・ P9	
	ウ	T	I ・ P26	
	エ			
	オ			
第 29 問	ア	T	I ・ P82	23-21-ウ
	イ	T	I ・ P81	
	ウ	T	I ・ P80	9-28-4
	エ			
	オ	T	I ・ P61	

第 30 問 ⊗	ア	T	Ⅱ・P328	
	イ	T	Ⅱ・P331	19-28-イ
	ウ			
	エ	T	Ⅱ・P330	
	オ	T	Ⅱ・P327	16-28-イ
第 31 問 ⊗	ア	T	I・P149	
	イ	T	I・P149	
	ウ	T	I・P149	
	エ	T	I・P149	
	オ	T	I・P149	
	カ	T	Ⅱ・P243 (I・P149)	
	キ	T	I・P149	
第 32 問 ⊗	ア		I・P449 (446)	
	イ	T	I・P446	
	ウ	T	I・P378	
	エ	T	I・P446	
	オ	T	Ⅱ・P68	
第 33 問	ア			
	イ	T	I・P223	20-33-ウ, 14-33-1
	ウ	T	I・P207	14-33-4
	エ	T	I・P223	22-29-エ
	オ	T	I・P230	
第 34 問 ⊗	ア	T	I・P313	
	イ	T	I・P134～135	21-30-エ
	ウ	T	記述第 2 問 P14	
	エ			
	オ	T	I・P330	11-29-5, 2-32-5
第 35 問 ⊗	ア	T	Ⅱ・P209	午前 21-33-エ
	イ	T	Ⅱ・P204	
	ウ	T	Ⅱ・P213	
	エ	T	Ⅱ・P210, Ⅱ・P209	分割会社のみ (午前 18-29-オ, 午前 14-32-ウ)
	オ			

講座専用ブログの過去問情報・見本

<民法16回目>

ご受講お疲れ様でした。

民法16回目の講義の最後に申し上げた、解いていただく過去問（NO.78, 80, 83, 86, 91, 333, 357, 358, 363, 368, 370, 371, 373, 375～382）の情報をお伝えします。

「テキスト未掲載の知識」(*)は、不要とされたものを除いて補充してください。どの肢がテキスト未掲載の知識かは、本ブログをご覧になればわかりますが、過去問集にも「☆」の印を付けるなど、わかるようにしておく、後で学習がしやすくなります。

※ガイダンスで申し上げましたが、テキストには過去問知識はほとんど載せていますが、一部載せていません。本試験では、すべての肢が既存知識で構成される問題のほうが少ないため、学習していない知識も含まれている問題を解く練習をしていただくためです。

以下の文章は、必ず民法16回目の講義終了後、上記の過去問を解いた後でご覧ください。ただし、1問解いてその問題のみご覧いただくということは構いません。

【NO.78】

※アの根拠は、IのテキストP127です。

※イの根拠は、IのテキストP127です。

※ウの根拠は、IのテキストP127です。

※エの根拠は、IのテキストP127です。

※オの根拠は、IのテキストP127です。

【NO.80】

※IのテキストP126の訴訟法説（ア）と停止条件説（イ）についての問題です。IのテキストP125の表の下に書き込んだ話も重要となります。ただし、本問はかなりの難問ですので、できなくても気にされる必要はありません。本問については、以下にテキストの根拠ページを記載していない肢は、テキストに過去問番号を記載する必要はありません。

※アの根拠は、IのテキストP125・126です。

※イの根拠は、IのテキストP125・126です。

※エの根拠は、P10です。

※オの根拠は、P10です。

※キの根拠は、P10です。

※クですが、停止条件説（イ）ですと、援用により実体上債権が消滅しますので（Ⅰのテキスト P125・126）、援用前に相殺適状となっていた場合でなければ（P115）相殺できません。

※ケですが、訴訟法説（ア）ですと、援用により実体上債権が消滅するわけではありませんので（Ⅰのテキスト P125・126、援用後に相殺適状となった場合でも相殺できます。

【NO. 83】

※アの根拠は、Ⅰのテキスト P127 です。

※イの根拠は、P22 です。

※ウの根拠は、Ⅰのテキスト P133 です。

※エの根拠は、P67 です。P72 に緑で書き込みましたとおり、連帯保証などの特殊の保証について特則がないものは、通常の保証の知識（P67）で考えてください。

※オの根拠は、P54 です。P54 に「ex」として挙がっていますが、それを記憶するのではなく、絶対的効力を有する 7 つを記憶して、それ以外を相対的効力と考えてください（P54）。

【NO. 86】 ア～オ

※Ⅰのテキスト P115 に関する学説問題ですが、講義で触れていない学説です。本問は、学説問題・推理レジュメの P3 の 2 の「二当事者対立」という解法で解いてください。この問題の考え方は、「追認できる時から 5 年が経過しても、消滅時効を援用できる場合がある」と言っているわけですから、A（詐欺の被害者）の味方、B（詐欺の加害者）の敵の考え方です。よって、「A ↑ B ↓」と書き込んでから、解いてください。なお、ア・イは難しいので、ウ～オで正解を出すべき問題です。

※アは、「現状を維持するべきだ」と言っているわけですが、現状はAのところに絵画がありますので、現状を維持するということは、Aに取消権を認めることになります。

※イですが、追認できる時から 5 年が経過しても、消滅時効を援用できるとすると、過去の詐欺についての証拠を収集する必要が生じます。

※ウですが、取消権の原因を作出した者、つまり、Bが取消権の消滅するのを待って契約の履行を求めるといふ不合理なことが起きると言っていますので、追認できる時から 5 年が経過すると時効を援用できなくなる考え方です。つまり、Bの味方（B ↑）の考え方です。適切なない肢となります。

※エですが、この肢の知識は、P115 で扱いました。それと「同様の思想」ですから、期間がすぎても取消しができることになります。

※オですが、取消権は、「他者からの請求があった場合にのみ行使することができる権利」ではありませんので（自分から行使できます）、期間制限にかかることになります。よって、この問題の見解ではありません。

【NO. 91】

※ 1 の根拠は、P65（I のテキスト P127）です。

※ 2 の根拠は、I のテキスト P129 です。

※ 3 の根拠は、P67 です。

※ 4 の知識は、I のテキスト P131 です。

※ 5 の根拠は、I のテキスト P130 です。

【NO. 333】 1・4

※ 1 は、細かいので、余裕がある方だけ拾ってください。「取立債務だから、口頭の提供が必要なのではないか？」(P109～110) と思われたと思いますが、「債務の履行について債権者の行為を要するとき」(P110 マル 2) は、“債務不履行を免れるという効果を受けるだけならば” 準備をして待っているだけで免れられると解されています。

※ 2 の根拠は、P110 です。

※ 3 の根拠は、P110 です。P110 のマル 4 の「危険が債権者に移転する」が根拠です。危険負担については、P137～で扱います。

※ 4 は、P109・110 に関する知識ですが、供託のことまで聞いていますので、「講義でまだ触れていない知識」となります。供託法で扱います。

※ 5 の根拠は、P20 です。

【NO. 357】

※アの連帯債務の根拠は、P54 です。P54 に「ex」として挙がっていますが、それを記憶するのではなく、絶対的効力を有する 7 つを記憶して、それ以外を相対的効力と考えてください (P54)。保証の根拠は、P61 です。

※イの連帯債務の根拠は、P53・I のテキスト P127 です。保証の根拠は、P65・I のテキスト P127 です。

※ウの連帯債務の根拠は、P54 です。P54 に「ex」として挙がっています（書き込みました）が、それを記憶するのではなく、絶対的効力を有する 7 つを記憶して、それ以外を相対的効力と考えてください (P54)。保証の根拠は、P67 です。

※エの連帯債務の根拠は P103、保証の根拠は P103 です。

※オの連帯債務の根拠は P50、保証の根拠は P66 です。

【NO. 358】 オ

※アの連帯債務の根拠は P48、連帯保証の根拠は P72 です。

※イの連帯債務の根拠は P47 (54)、連帯保証の根拠は P72～73 です。

※ウの連帯債務の根拠は P51、連帯保証の根拠は P72 です。後半の連帯保証についてですが、債権者が連帯保証人に債務の免除をしても主債務者に何の影響もないというのが、P72 に「免除」と書いてスラッシュを引いた意味です。主債務者と連帯保証人には負担部分はあ

りませんので、負担部分の存在を前提とした連帯債務の免除の絶対的効力の規定は準用されません。連帯保証人の債務が免除されたからといって、主債務者の債務が免除されるわけがありません。

※エの連帯債務の根拠は P50、連帯保証の根拠は P66 です。

※オの連帯債務の根拠は、P53・I のテキスト P127 です。連帯保証の根拠は P72 です。P72 に「時効」と書いてスラッシュを引きましたとおり、主債務者と連帯保証人には負担部分はありませんので、保証債務が時効消滅しても主債務には関係がありません。

【NO. 363】

※アの委託を受けた保証人の根拠は P70、委託を受けていない保証人の根拠は P71 です。

※イの委託を受けた保証人の根拠は P70、委託を受けていない保証人の根拠は P71 です。

※ウの委託を受けた保証人の根拠は P69、委託を受けていない保証人の根拠は P71 です。

※エの委託を受けた保証人の根拠は、P70 です。P70 の民法 460 条「各号」の 2 号ただし書です。この各号は少し細かいので、音声データで聴く（シャドウイングをする）程度で結構です。委託を受けていない保証人の根拠は、P71 です。

※オの委託を受けた保証人の根拠は P103・104、委託を受けていない保証人の根拠は P103・104 です。

【NO. 368】ア

※アは、I のテキスト P52 の表の左のマル 5 ですが、講義で飛ばしたところです。

※イの根拠は、P54 です。P54 に「ex」として挙がっていますが、それを記憶するのではなく、絶対的効力を有する 7 つを記憶して、それ以外を相対的効力と考えてください (P54)。

※ウの根拠は、P83 です。

※エの根拠は、P87 です。確定日付の先後は、関係ありません (P86)。

※オの根拠は、P89 です。

【NO. 370】

※アの根拠は、P86 です。

※イの根拠は、P89 です。

※ウの根拠は、P88～89 です。

※エの根拠は、P87 です。

※オの根拠は、P77 です。

【NO. 371】 1・4

※債権の転々譲渡の事案ですが、1・4 以外はテキストの知識から考えて正誤を判断することが可能です。

※1 は、テキスト未掲載の知識ですので、知識として補充してください。甲は C が対抗要件を備えていないと言うことはできますが、B への譲渡に異議をとどめない承諾をしてい

ますので、債務が消滅したことは言えません。対抗要件と債務が消滅したかどうかは、別問題です。

※2の根拠は、P79です。P79に、通知は債権譲渡の後であっても構わないとありますが、この問題のような転々譲渡の場合に、Cへの譲渡の通知が先になっても構いません。

※3の根拠は、P23です。

※4は、テキスト未掲載の知識ですので、知識として補充してください。CはBから債権を譲り受けていますので、A・B間の譲渡についても、確定日付ある証書による通知がなければ、Eに対抗できません。

※5の根拠は、P81です。P81にありますとおり、承諾であれば譲渡前のものも有効です。

【NO. 373】 2

※1の根拠は、P76です。

※2は、講義でまだ触れていない知識です。民事執行法で扱います。

※3の根拠は、P103です。

※4の根拠は、P86です。

※5の根拠は、P81です。

【NO. 375】

※アの根拠は、P93です。

※イの根拠は、P93です。

※ウの根拠は、P93です。

※エの根拠は、P93です。

※オの根拠は、P93です。

【NO. 376】

※アの根拠は、P96です。

※イの根拠は、P96です。

※ウの根拠は、P96です。P96 マル3は、債務者の意思に反するかどうかの問題ですから、債務者の意思に反しないのであれば、債権者は受領を拒むことができません。

※エの根拠は、P96です。

※オの根拠は、P103です。

【NO. 377】 ア・イ

※P98に関する学説問題です。本問は、学説問題・推理レジュメのP2・3「二当事者対立」の解法で解きます。第1説のところに「銀行↑、預金者↓」、否定説のところに「預金者↑、銀行↓」と書き込んで解きます。なお、ア・イが少し難しいので、正解するのが少し難しい問題となっています(ア・イのどちらかの正誤が判断できないと答えが出ない問題です)。

※アですが、この肢のように、「債権の準占有者」を物の占有と均衡を考慮して理解すると

いうことになると、債権の占有についても、占有代理人にⅠのテキスト P194 の自己占有（直接占有）が認められることになり、準占有者に該当することになります。

※イは、「478 条は、債権の帰属者が分からない場合の弁済者の保護に関する規定」と言っていますが、詐称代理人の場合には、本人（預金者など）の代理人と名乗っているわけですから、債権の帰属者はわかっています。よって、詐称代理人の場合には民法 478 条は適用されず、債権の準占有者に該当しないことになります。

※ウの根拠は、P97・Ⅰのテキスト P99 です。弁済者が善意無過失である必要があるというのは、債権の準占有者でも（P97）、表見代理でも（Ⅰのテキスト P99）同様です。よって、双方の説に当てはまることになります。

※エの根拠は、P97 です。P97 にありますとおり、債権の準占有者に該当するとなると、真の権利者に帰責性がなくても弁済者は保護されます。それが不当であると言っていますので、第 2 説の根拠となります。

※オの根拠は、P98 です。債務者（P97 の設例では B 銀行）は、弁済しないと債務不履行になってしまうので、弁済してしまうのは仕方ないではないか（債権者を保護する必要があるのではないか）ということです。

【NO. 378】

※アの根拠は、P112 です。

※イの根拠は、P112 です。

※ウの根拠は、P112 です。

※エの根拠は、P112 です。確定日付ある証書による通知をしていますので、既に代物弁済の効力は生じています。よって、P112 のマル 5 の話になります。

※オの根拠は、P112 です。

【NO. 379】オ

※アの根拠は、P96 です。金銭債務ですので、P96 のマル 1 には当たりません。また、A が反対しているという事情は記載されていないので、P96 のマル 3 にも当たらないと考えられます。

※イの根拠は、P96 です。

※ウの根拠は、P65 です。

※エの根拠は、P102 です。

※オは、まだ講義で触れていない知識です。P252 で扱います。P252 を学習した後でお読みいただきたいのですが、F は債務が存在しないことを知って弁済したわけではありませんので（自分の債務だと思って弁済しています）、不当利得の返還請求は制限されません（P252）。

【NO. 380】

※アの根拠は、P98 です。

※イの根拠は、P98 です。

※ウの根拠は、P99 です。「偽造」ですので民法 480 条（P99）には当たりませんが、P99 にありますとおり、民法 478 条（P97）で保護されます。

※エの根拠は、P99 です。

※オの根拠は、P98 です。

【NO. 381】

※1の根拠は、P96 です。

※2の根拠は、P96 です。善意無過失の場合に弁済が有効となるという規定はありません。

※3の根拠は、P98 です。

※4の根拠は、P25 です。

※5の根拠は、P25 です。P25 の設例の下の 1 行目にありますとおり、あくまで債務者に弁済しろというのが原則ですので、債務者に対する弁済はもちろん効力を有します。債権者代位権は責任財産保全の制度だからです（P21）。

【NO. 382】

※アの根拠は、P109 です。

※イですが、「債務の本旨に従った提供をした」ということですので、特定していると考えられます（P5）。また、弁済の提供をしていますので、注意義務は軽減されています（P110）。ただし、注意義務が軽減されても、債務者が故意などにより滅失した場合には、債務不履行責任を負います。

※ウの根拠は、P6 です。

※エの根拠は、P4 です。

※オの根拠は、P99 です。

次回の講義もよろしくお願いいたします。

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」
著書	勉強法	『司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）
	記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）
		『司法書士 リアリスティック商業登記法[記述式]解法』（日本実業出版社）
ネットメディア		「All About」で連載中 http://allabout.co.jp/gm/gt/2754/
ホームページ		「リアリスティック司法書士試験」 http://shihousyoshi.sakura.ne.jp/
ブログ		「司法書士試験超短期合格法研究ブログ」 http://sihousyosisikenn.jp/
Facebook		松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7
Twitter		松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa

※東京本校で行った本試験詳細分析会（松本の担当は午前択一）の動画は、以下の YouTube のページでご覧いただけます。

『2015 本試験＜詳細＞分析会』（日吉雅之先生・松本雅典・朝倉日出男先生・小玉真義先生・海老澤毅先生）[司法書士試験]

<https://www.youtube.com/watch?v=ze5uc1VYXko>

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）

<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F

TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F

TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670 京都フクトクビル6F

TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F

TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F

TEL092-726-5040（代表）

宇都宮校：〒320-0811 宇都宮市大通り1-2-5 国際情報ビジネス専門学校内（受付2階）

TEL028-600-4877

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館8階

穴吹カレッジキャリアアップスクール内

TEL086-236-0335

高松校：〒760-0021 高松市西の丸町14-10 穴吹カレッジキャリアアップスクール内

TEL087-822-3313

鹿児島校：〒892-0842 鹿児島市東千石町19-32 鹿児島情報ビジネス専門学校内

TEL099-223-8400